

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の
一部を改正する条例要綱案

1 改正の理由

理容所または美容所の開設者が理容所または美容所について講ずべき衛生上必要な措置に流水式の洗髪専用の設備を設けることを追加するため、滋賀県理容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第56号）および滋賀県美容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県理容師法施行条例の一部改正（第4条関係）

ア 理容所には、流水式の洗髪専用の設備を設けることとします。

イ アの措置は、特別の事情によりこれにより難い理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しないこととします。

(2) 滋賀県美容師法施行条例の一部改正（第4条関係）

ア 美容所には、流水式の洗髪専用の設備を設けることとします。

イ アの措置は、特別の事情によりこれにより難い美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しないこととします。

(3) その他

ア この条例は、平成28年8月1日から施行します。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。